

魚津市告示第193号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和3年経済センサスー活動調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和3年7月30日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和3年経済センサスー活動調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和3年4月26日から令和3年6月25日まで
- 4 報酬の額
 - (1) 調査票の回収・督促等を行う調査員 次に掲げる額を合計した額
 - ア 固定額 8,640円
 - イ 調整額 30,680円。ただし、調査員間で事務量に偏りが生じている場合は、事業所数に応じて調整額を按分する。
 - ウ 確認事業所加算額 1事業所につき30円
 - エ 調査票回収・督促等加算額 調査票の回収・督促等を行った事業所数を本来回収すべき事業所数で割った数に18,280円をかけた額
 - (2) 前号以外の調査員 次に掲げる額を合計した額
 - ア 固定額 8,640円
 - イ 調整額 30,680円。ただし、調査員間で事務量に偏りが生じている場合は、事業所数に応じて調整額を按分する。
 - ウ 確認事業所加算額 1事業所につき30円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - ア 旅費 1,510円
 - イ 写真代 210円

ウ 電話代 200円

6 報酬及び費用弁償の支給日 令和3年8月20日